

## 第8章 高安千塚古墳群の整備

### 第1節 整備の方向性

史跡指定地の「整備」については、2つの方向性がある。ひとつは「**保存**」のための整備であり、もうひとつが、「**活用**」のための整備である。

「**保存**」のための整備については、高安千塚古墳群の本質的価値を損なわないよう、史跡の管理団体である八尾市が文化財保護法に基づき、古墳の保存上必要な復旧及び修理のための整備を行うもので、日常的かつ継続的に必要となるものである。

「**活用**」のための整備については、高安千塚古墳群の本質的価値を伝え、継承していくため、活用、公開に必要かつ効果的な範囲を多面的に検討、計画した上で、整備を行うものである。

#### (1) 「保存」のための整備の方向性

##### 「保存」のための整備

⇒ 第2節

##### 【方向性】

古墳や植生の状態を把握した上で、保存のための適切な整備方法を検討する。

周辺地域の安全確保を踏まえた古墳への土砂災害等の対策を検討する。

#### ①古墳の保存のために必要な整備（復旧及び修理）の考え方

古墳の状況を把握し、適切な保存を目指した管理を行うため、「古墳管理台帳」をもとに、復旧及び修理の優先度を見極めながら、適切な整備（復旧及び修理）を行う。

また、古墳を保存するために古墳そのものを復旧及び修理するだけでなく、史跡としての保存を継続的かつ確実とするために、史跡指定地の場所と範囲を示す標識や境界標、高安千塚古墳群の本質的価値を周知する古墳名板や説明板等を現地において明示する整備を行う。

#### ②災害の予防措置の考え方

高安千塚古墳群の保存と周辺地域の安全確保のため、山麓部で想定される地震災害や土砂災害等に対する災害予防措置とともに利用者の安全対策の検討を行う。

## (2) 「活用」のための整備の方向性

「活用」のための整備

⇒ 第3節

### 【方向性】

**活用方法に応じた施設等の整備のあり方を検討する。**

高安千塚古墳群の本質的価値を伝え、継承していくために、第6章で検討した下記の3つそれぞれの活用目的で期待される効果を最大限に発揮できるような活動内容や機能を検討し、必要な施設等のあり方を検討する。

さらに、史跡指定地だけでなく、史跡指定地外の周辺地域も含めた広がりのある活用方法を想定しつつ、高安千塚古墳群の活用に必要な施設等を検討する。

### ①文化財として活用するための整備の考え方

「文化財」としての高安千塚古墳群の本質的価値が正しく理解するため、大型群集墳や歴史的な環境を体感できるような整備を行う。高安千塚古墳群の本質的価値を体感できるエリアを、古墳の保存状況や立地、古墳群の眺望等を考慮して活用の中心に設定する。

さらに、見学可能な古墳をつなぐ見学ルート確保や古墳見学のための環境整備を検討する。

### ②地域教材として活用するための整備の考え方

「地域教材」として高安千塚古墳群を活用するため、利用者が安全かつ適切に学習できるように、見学可能な古墳の説明板等の設置や、園路、案内施設等の整備を図る。また、学校等団体利用者の来訪を考慮した施設等の整備を図る。

### ③地域資源として活用するための整備の考え方

「地域資源」として高安千塚古墳群を活用するため、古墳群の魅力を多くの人々に知ってもらい、未来へと継承していくことができるような整備を検討する。

さらに、高安千塚古墳群や高安山麓の案内などのボランティアの養成など市民参画を推進した活動を図ることができるような拠点整備を行う。また、周辺の地域資源との組み合わせによる新たな魅力の発信に必要な環境の整備に留意する。そのために、史跡指定地周辺のアクセスや案内、休憩場所やトイレ、駐車場等の便益施設の整備が求められる。

## 第2節 保存のための整備

古墳の保存のための整備（復旧・修理）や災害の予防措置にあたっては、史跡の管理団体である八尾市が、土地所有者、国、及び大阪府教育庁と調整し、保存のための整備計画等を検討、策定した上で、実施するものとする。

### （1）古墳の保存のための整備（復旧・修理）方法

---

「古墳管理台帳」をもとに古墳の保存状況等を定期的に観察し、優先的に対処すべき古墳の検討を行い、応急措置も含めた保存のための整備（復旧・修理）を行う。また、墳丘上の樹木については、古墳の保存に影響をおよぼす恐れがあるため、定期的な観察を行う。

高安千塚古墳群の本質的価値である「①墳丘」と「②石室」、さらに古墳が連なる群集墳の景観の保存のために必要な整備（復旧・修理）の方法と、「③史跡を保存するために必要な整備」について、以下に示す。

#### ①墳丘の整備（復旧・修理）

##### 1）定期的な観察

墳丘の保存状況及び樹木等の影響を定期的に確認する（半年ごと程度を目途）とともに、古墳群の景観等の定点観察も行う。観察結果は「古墳管理台帳」に記録する。

##### 〔墳丘の保存状況の確認項目〕

- ・墳丘構成土（盛土）の状況
- ・樹木、地被類の植生状況
- ・工作物等の有無

##### 2）墳丘の遺存状況の把握

保存状況の確認の結果、墳丘の復旧・修理の対策に必要な古墳については、現況調査及び発掘調査の実施を検討する。

調査にあたっては、古墳に関する遺構の状況を確認するとともに、墳丘の詳細な現況図及び復元図を作成する。

##### 3）復旧・修理方針の決定

墳丘の保存を基本として、発掘調査等の成果に基づいて、復元盛土等による墳丘の保護対策を検討し、復旧・修理の方針を定めた上で、実施する。

#### ②石室の整備（復旧・修理）

##### 1）定期的な観察

石室の保存状況及び樹木等の影響を定期的に確認する。また、石室石材の動きに留意し、石材の定点観測等を行う。

#### 〔石室の保存状況の確認項目〕

- ・石室の遺存及び損傷状況
- ・石室石材の石組みの状態や劣化度等の状況

### 2) 石室の遺存状況の把握

石室の劣化原因等は、古墳の立地環境や石室の状況など複合的な要因が考えられる。そのため、石室の復旧・修理にむけては十分な検討を行った上で、石室の現況の実測調査や発掘調査等を含めた遺存状況を把握するための調査の実施を検討する。

### 3) 復旧・修理方針の決定

石室の保存を基本として、調査成果に基づき、解体修理等を含めた復旧・修理方法を検討した上で実施する。

## ③ 史跡を保存するために必要な整備

### 1) 史跡の位置や範囲、境界等の明示

土地所有者と調整し、史跡の名称を示す標識や標柱及び史跡の位置や範囲を示す境界標を設置する。（「史跡名勝天然物標識等設置基準規則」による。）

### 2) 高安千塚古墳群の本質的価値の周知

高安千塚古墳群の本質的価値を伝えるため、高安千塚古墳群を解説した説明板や、各古墳の名称を記した古墳名板等を設置する。

設置場所等は、説明板は支群ごとに、古墳名板はすべての古墳への設置を検討する。今後、古墳及び石室の公開等の活用の観点も含めて、土地所有者の理解のもと、設置する古墳の検討が必要となる。また、古墳名板の規格等の統一、説明板の解説内容などを検討する。



図 8-1 史跡の所在を示す標識の設置



図 8-2 史跡の範囲を示す境界標の設置



図 8-3 史跡の本質的価値を示す説明板の設置

※図 8-1～3 の例は史跡心合寺山古墳

## (2) 災害の予防措置

高安千塚古墳群及び周辺地域で想定される「地震災害」と「土砂災害」の予防措置について、検討する。

### ①地震災害

地震による直接的な古墳の被害として、墳丘や石室のずれや崩壊、陥没、二次的な災害として周辺の急傾斜地の斜面崩壊や石垣等の崩れ、倒木等による墳丘や石室の崩壊や埋積などを想定したが、これらの予防措置のため、墳丘及び石室の定期的な観察の中で、危険度の判定や地震の予防対策の検討を行う必要がある。

特に危険度の高い石室については、立ち入り禁止等の看板やロープ等の設置を進め、安全確保に努める。

### ②土砂災害

土砂災害による土砂や樹木等の流出の予防措置については、史跡指定地に近い砂防堰堤については、関係部局との協議を行い、堤体の点検や土砂の堆積等の状態についての情報共有を行う。さらに、地震災害と同様に防災の観点から、墳丘の補強等を検討する必要がある。また、土石流による下流域への流水や土砂流出のルート等の検討を進め、将来的には古墳の保存を目的とした排水路等の整備を検討する。

### ③整備における安全対策の検討

将来の整備において、古墳見学者等の円滑な警戒避難が行われるよう、日常的な安全パトロールや、土砂災害に関する情報や予報及び警報の伝達方法、避難路の確保等を含めた安全対策のマニュアルの作成、見学ルートでの避難路への誘導等を踏まえた方向サインや注意看板等の設置も検討する。

### 第3節 活用のための整備

#### (1) 文化財としての活用のための整備方法

##### ①整備の基本的な考え方

史跡指定地の土地利用等の状況、土地の公有化や追加指定の進捗状況を踏まえて、指定地内の植木畑や森林、寺院境内地と共存しつつ、群集墳としての姿や一体性が理解できるよう、一定の面積の範囲から段階的かつ継続的に整備を進め、公開・活用の範囲を広げる。

整備方法については、高安千塚古墳群の本質的価値を構成する墳丘、石室を保存しつつ、見学者の安全の確保を前提として、各古墳の保存状況や調査・研究の成果、加えて、普及啓発活動を通じた市民の反応等を踏まえて検討する。

また、史跡指定地外において、ガイダンス施設や便益施設等の設置も検討する必要がある。

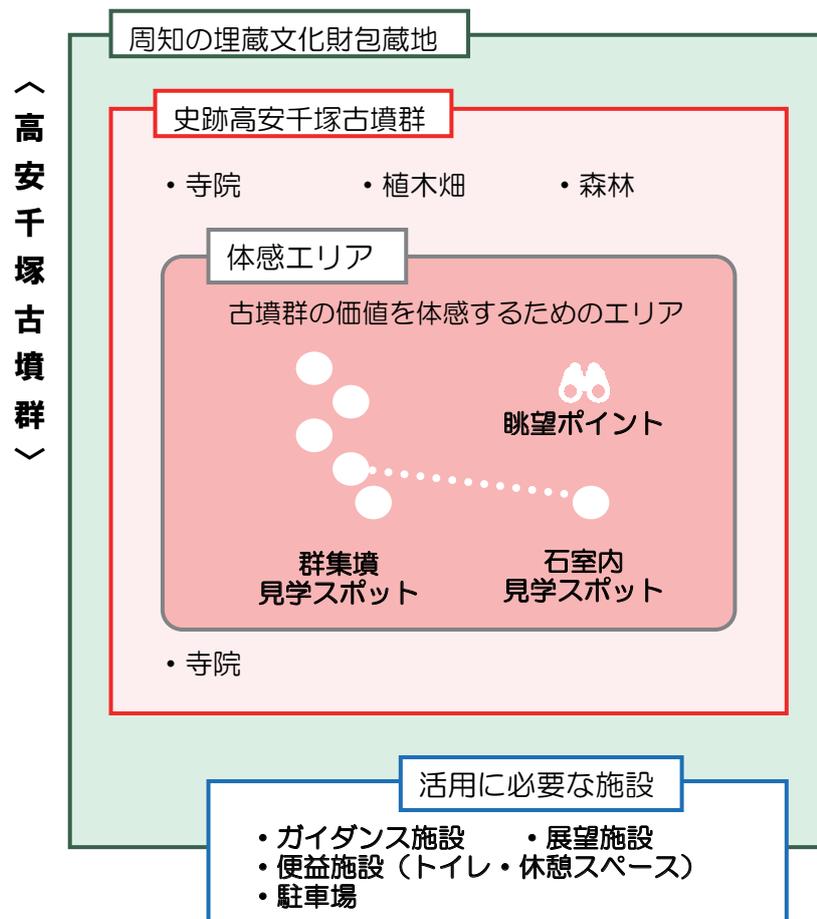


図 8-4 整備対象区域の概念図

## ②体感エリアの設定

高安千塚古墳群の本質的価値を伝えるため、群集墳の連なる地形、墳丘の規模や形状、横穴式石室を体感できるような整備を検討する。

群集墳であることがわかる、墳丘の規模や形状などの特徴が理解できる、石室内の見学ができるなどの見学スポットになる古墳や地点を抽出する。これら見学スポットの古墳を集約し、高安千塚古墳群を一体的に把握できる「体感エリア」を古墳の保存状況や立地も踏まえて設定する。

見学スポットの各古墳をつないだ見学ルートについては、見学の所要時間や安全性等を考慮して設定する。

さらに、高安千塚古墳群は、築造当時から大阪平野を見渡すことができた立地にあり、現在でも優れた眺望ポイントであることから、中河内地域の歴史だけでなく、郷土の歴史や地理の学習に活用でき、さらに地域資源としての集客効果も期待される場所にある。眺望ポイントを活用して、この地域の魅力を付加できるような整備も検討する。

表 8-1 「体感エリア」設定の考え方

古墳の保存状況	群集墳の景観	群集墳の連なりがわかるような場所を抽出する。
	墳丘の規模・形状	墳丘の規模・形状がわかる古墳を抽出する。
	石室の内部	石室内が安全に見学できる古墳を抽出する。
古墳の立地	古墳群からの眺望	古墳群から大阪平野を眺望できる場所を抽出する。
	見学ルート	体感できる要素と見学に要する時間を考慮し、見学スポットが集まる箇所を抽出し、ルートを設定する。
	アクセス・安全性	見学者の動線を考慮し、安全で行きやすい箇所を抽出する。

## ③古墳の整備方法

「体感エリア」の各古墳の保存状況を把握し、保存のために必要な整備（復旧・修理）方法も踏まえて安全対策等を検討した上で、見学スポットとして公開できる古墳を選択する。

古墳の整備、公開にあたっては、墳丘や石室の保存状況を踏まえ、選択した古墳個々の本質的価値を明らかにするために、発掘調査等を事前実施する。

そして、発掘調査等の成果を踏まえて、現状保存するものと墳丘や石室を復元整備するものに分ける。復元整備は、各古墳の価値や特徴を明示できるような整備を検討する。墳丘や石室の具体的な整備方法については、一須賀古墳群（大阪府南河内郡河南町）や新沢千塚古墳群（奈良県橿原市）、岩橋千塚古墳群（和歌山県和歌山市）、大室古墳群（長野県長野市）、志段味古墳群（愛知県名古屋市）など、他地域の古墳群における史跡整備の先進事例を参考にし、整備方法の具体案を検討する。

### [古墳の整備の手順]

- 1) **現状保存**：墳丘上の樹木は伐採・剪定にとどめ、現状維持を図る。公開の可否も合わせて検討する。  
ただし、古墳の保存管理、活用、整備上、支障となる構造物や樹木の除去は、検討する。損壊等の恐れがある石室の開口部については、埋め戻し等を行い、石室への立入等の安全・保存対策を行う。
- 2) **墳丘復元**：墳丘の範囲確認等を行った後、墳丘を復元して公開する。
- 3) **石室整備**：石室（石室実測・床面精査）の発掘調査を行った後、安全対策を行った上で公開する。
- 4) **景観整備**：1～3の古墳を含めた群集墳の景観として整備する。

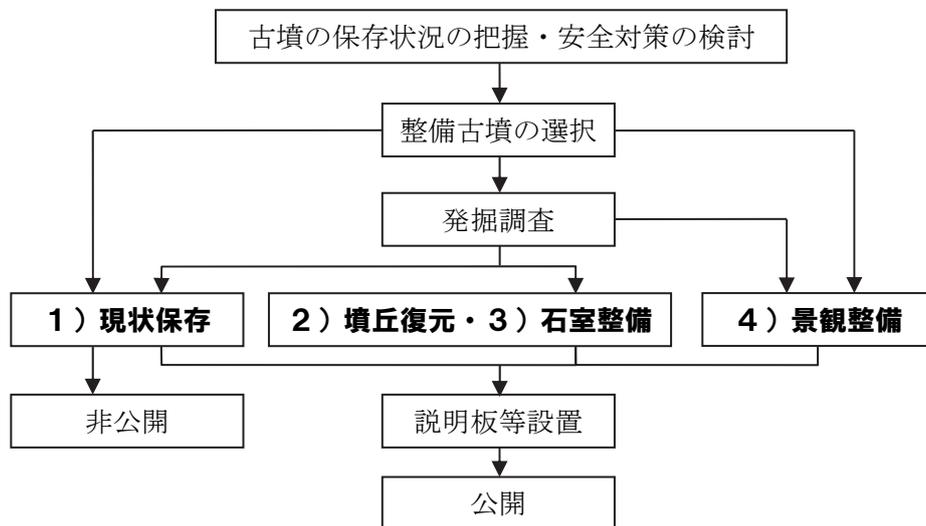


図 8-5 活用のための古墳整備の手順



墳丘の盛土全体の様子がわかるように整備



昭和初期の桑畑の石垣の景観を残して、古墳を整備



修理した石室の保存状態そのまま公開



墳丘盛土内で見つかった列石を復元して整備

図 8-6 古墳の復元の整備事例（長野県長野市大室古墳群）

#### ④その他活用に必要な施設の整備

高安千塚古墳群の本質的価値を伝える情報提供のため、公開する古墳の古墳名板や説明板、各古墳相互の見学ルート整備と方向サインや安全管理設備の設置、さらに公開古墳の維持管理用道路の確保等を検討する。

## （２）地域教材としての活用のための整備方法

地域教材として、学校教育等が現地で効果的に高安千塚古墳群を学ぶことができるよう、公開する古墳の説明板の内容や見学ルートの検討、さらに高安千塚古墳群の価値や重要性を学習できるガイダンス機能を有した施設の整備が必要となる。

合わせて、学校教育等の団体利用ができるような広場や駐車場の確保が必要である。また、見学者を受け入れる環境として必要になる便益施設等については、史跡の周辺での確保を検討する必要がある。

これらの施設の機能や配置、規模等については、将来の「史跡整備基本構想及び基本計画」の中で定める。現地の見学とは別に、学習教材となるようなソフトの作成の

検討も必要である。また、高安千塚古墳群の出土品については、主に八尾市立歴史民俗資料館で収蔵、展示しており、地域教材としての活用を行っていく上では、現地と周辺の文化財施設との役割分担を明確にした上で整備を検討する必要がある。

表 8-2 地域教材としての活用に必要な整備

古墳説明板	地域教材として活用できるよう、わかりやすい内容の説明板の設置
見学ルート	公開する古墳を見学できる安全で快適なルートの整備
広場	団体受け入れにおいて集合場所等になる広場の整備
ガイダンス施設	高安千塚古墳群や地域の歴史を学ぶことができるガイダンス機能を有した施設の整備

### (3) 地域資源としての活用のための整備方法

新たな八尾の魅力として、高安千塚古墳群と周辺の地域資源を結びつけた活用を進めるため、古墳群へのアクセスルートの案内板や方向サインの設置、史跡指定地周辺での下記の表 8-3 に示すような展望施設などの便益施設等の整備が必要になる。そのために、設置場所や時期の検討が必要である。

また、高安千塚古墳群や地域資源に関する情報提供の場、さらに地域や市民が参画したボランティア組織等の活動の拠点となる機能を有した施設等の整備が必要となる。

表 8-3 地域資源としての活用に必要な便益施設等

展望施設	古墳群や大阪平野を見渡せる眺望ポイントでの整備
トイレ	主要な見学場所に応じた場所での整備
休憩スペース	見学者が休憩できる場所での整備
駐車場	史跡指定地外での整備
アクセスルート	主要な駅や道路からの安全なアクセスルートの設定及び整備 アクセスルート上の案内板や方向サインの設置 観光客のために、案内板や方向サインのデザインの統一や多言語表記などを検討

表 8-4 地域資源としての活用に必要な施設整備

地域資源に関する情報提供の場	高安千塚古墳群や地域資源に関する情報、地域の活性化の拠点となる場の整備
ボランティア活動の場	ボランティアが活動するにあたって、地域及び市民が交流する場の整備